

2025 年度 (2026 年 3 月 31 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	3,473	保 険 契 約 準 備 金	31,055
現 金	0	支 払 備 金	4,492
預 貯 金	3,473	責 任 準 備 金	26,563
有 価 証 券	50	再 保 險 借	275
株 式	50	そ の 他 負 債	53,095
有 形 固 定 資 産	536	借 入 金	48,600
建 物	432	未 払 法 人 税 等	24
その他の有形固定資産	104	未 払 金	879
無 形 固 定 資 産	5,782	未 払 費 用	3,396
ソ フ ト ウ ェ ア	5,448	預 り 金	8
その他の無形固定資産	334	資 産 除 去 債 務	165
代 理 店 貸	175	仮 受 金	22
再 保 險 貸	71,959	負債の部 合計	84,427
そ の 他 資 産	18,096	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	10,807	資 本 金	27,500
前 払 費 用	6,824	資 本 剰 余 金	27,500
預 託 金	397	資 本 準 備 金	27,500
仮 払 金	0	利 益 剰 余 金	△36,437
そ の 他 の 資 産	67	そ の 他 利 益 剰 余 金	△36,437
繰 延 税 金 資 産	3,088	繰 越 利 益 剰 余 金	△36,437
貸 倒 引 当 金	△173	株 主 資 本 合 計	18,562
		純資産の部 合計	18,562
資産の部合計	102,989	負債及び純資産の部合計	102,989

【貸借対照表の注記】

1. 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券（市場価格のない株式等）については移動平均法による原価法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
5. 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任または保険期間が開始しているものについて、保険業法施行規則第69条第3項に基づき収納した金額を計上しております。
なお、収納した保険料のうち、当期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもの（以下、「既発生未報告支払備金」という。）のうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
6. 再保険収入は、出再対象の保険契約（以下、「出再契約」という。）に係る収支等を計上した期に、再

保険契約に定める出再割合等に基づき受領する再保険金等を計上しております。なお、修正共同保険式再保険では、出再契約に係る新契約費相当額の一部として受領する出再手数料を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

再保険料は、出再契約に係る収支等を計上した期に、再保険契約に定める出再割合等に基づき支払われる再保険料を計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金については、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立てとしております。

7. 当期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第4号に基づき、5年チルメル式により計算しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

8. 既発生未報告支払備金については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げるすべての年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

9. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

10. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することによる影響は評価中であります。

11. (1) 主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預貯金については主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
借入金	48,600	48,697	97
負債計	48,600	48,697	97

市場価格のない非上場株式等（子会社及び関連会社株式を含む）については上記の表に含めておりません。市場価格のない非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、50百万円であります。

- (2) 主な金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用い

て算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
借入金	-	-	48,697	48,697
負債計	-	-	48,697	48,697

(3)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①借入金

借入金については、元利金の合計額を、市場金利に信用リスクに基づく一定の調整を加えた割引率で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。

(注)借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
借入金	2,750	3,850	18,800	12,200	11,000	-
合計	2,750	3,850	18,800	12,200	11,000	-

12. 有形固定資産の減価償却累計額は366百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権の総額は3,038百万円、金銭債務の総額は58百万円であります。

14. (1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳は以下のとおりであります。

繰延税金資産

危険準備金	2,142百万円
支払備金	1,180百万円
税務上の繰越欠損金	1,175百万円
通算対象欠損金額 (法人住民税)	620百万円

有価証券評価損	86 百万円
未払事業税	51 百万円
貸倒引当金	50 百万円
資産除去債務	47 百万円
賞与引当金	29 百万円
その他	8 百万円
繰延税金資産小計	5,393 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,796 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 467 百万円
繰延税金資産合計	3,129 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務対応資産	40 百万円
繰延税金負債合計	40 百万円
繰延税金資産の純額	3,088 百万円

(2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りであります。

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	-	-	1,175	1,175
評価性引当額	-	-	△1,175	△1,175
繰延税金資産	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(3) 当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減△2.4%であります。

(4) 当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

15. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金 (以下「出再支払備金」という。)の金額は 12 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金 (以下「出再責任準備金」という。)の金額は 52 百万円であります。

16. 1 株当たりの純資産額は、337,497 円 57 銭であります。

17. 当社は、運転資金確保のため、50 億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において、当該契約に基づく借入は実行しておりません。
18. 契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約（保険業法施行規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く）に係る未償却出再手数料（受再保険会社から收受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう）の当期末残高は 71,806 百万円であります。
- ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
 - ② 保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。
19. 当社は従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。当社の確定拠出制度への要拠出額は、31 百万円であります。

2025年度

(2025年 4月 1日から
2026年 3月 31日まで)

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	125,676
保険料等収入	123,786
保険料	56,116
再保険収入	67,669
資産運用収益	0
為替差益	0
その他の経常収益	1,889
支払備金戻入額	1,700
その他の経常収益	189
経常費用	136,807
保険金等支払金	69,055
保険金	55
給付金	14,165
その他の返戻金	121
再保険料	54,712
責任準備金等繰入額	13,156
責任準備金繰入額	13,156
資産運用費用	649
支払利息	641
貸倒引当金繰入額	8
事業費用	46,617
その他の経常費用	7,329
税減価償却費用	4,797
その他の経常費用	2,529
その他の経常費用	1
経常利益 (△は経常損失)	△11,130
特別損失	0
固定資産等処分損	0
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△11,130
法人税及び住民税	△2,617
法人税等調整額	△261
法人税等合計	△2,879
当期純利益 (△は当期純損失)	△8,251

【損益計算書の注記】

1. 関係会社との取引による収益の総額は182百万円、費用の総額は1,086百万円であります。
2. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は4百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は5百万円であります。
3. 1株当たりの当期純損失は、150,026円08銭であります。
4. 再保険収入には、貸借対照表の注記第18項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額31,980百万円を含んでおります。
再保険料には、貸借対照表の注記第18項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額18,617百万円を含んでおります。
5. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	朝日生命保険相互会社	100%	出資の受入 事務所の賃借 役員・出向者の受入 グループ通算 の通算親会社等	グループ通算の適用による通算税効果額の受取予定額	2,642	未収金	2,642
				債務被保証(注1)	48,600	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の銀行借入に対して、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(注2)	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社インフォテクノ朝日	なし	システム開発・運用・保守の業務委託	システム開発費等の支払	2,738	未払金	617
						未払費用	119

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。